

緊急事態措置区域除外後の営業時間短縮要請案

	緊急事態措置区域 (2月8日～2月28日)	緊急事態措置区域除外後 (3月1日～)
要請内容	営業時間を午前5時から午後8時までに短縮 (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)	営業時間を午前5時から午後9時までに短縮 (酒類の提供は午前11時から午後8時まで)
要請期間	2月8日(月)～2月28日(日) 計21日間	3月1日(月)～3月7日(日) 計7日間
対象業種	飲食店全般	同左
対象地域	県内全42市町村	同左
協力金	支給額	1店舗あたり126万円 ※6万円/日 換算
	支給要件	全期間要請に応じることが条件
	申請受付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要請期間終了後に申請書受付開始 ・ 2月8日～3月7日までの期間を一括で申請
	1店舗あたり28万円 ※4万円/日 換算	同左